

守口市指定給水装置工事事業者の 申請方法について（お知らせ）

守口市水道局

守口市指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする者（以下の「申請者」という。）は、下記の内容に留意のうえ、必要な書類を守口市水道局に提出すること。

〔1〕指定の要件

- ①厚生労働大臣が交付する「給水装置工事主任技術者免状」の交付を受けている者がいること
- ②次に定める機械器具を有すること
 - ア. 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
 - イ. やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ. トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ. 水圧テストポンプ
- ③次のいずれにも該当しないこと
 - イ. 精神の機能の障がいにより給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ. 第25条の11第1項の規定によりの指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ. 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

〔2〕指定の申請に必要な書類（別途：新規申請時に登録手数料 10,000 円が必要となります。）

- ①指定給水装置工事事業者申請書（様式第1）
- ②誓約書（様式2）
- ③給水装置工事主任技術者選任届出書（様式3）
- ④機械器具調書（別表）
- ⑤法人にあつては定款及び登記簿の謄本
- ⑥履歴事項全部証明書（コピー可）
- ⑦個人にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書
- ⑧厚生労働大臣が交付する「給水装置工事主任技術者免状」のコピー

〔3〕申請書類の記入方法

様式第1、様式2及び別表の記入方法については、別紙「見本」を参照してください。

〔4〕申請書の受付

月曜日～金曜日の9時より 17時30分まで、随時受付します。

〔5〕受付・問い合わせ先

〒570-0008 守口市八雲北町3丁目37番31号
守口市水道局 お客さまセンター 設備担当
電話番号 06-6991-6771 FAX 06-6991-6790

